2020 年 2 月

インドネシア向け仕向送金における、目的コード並びに
インボイス番号・金額の入力のお願い

2020 年 1 月より、インドネシア中央銀行が、自国通貨安定化を目的とした規制を施行したことにより、輸入・仲介貿易をはじめとした同国への**商品代金の支払については**、同国中央銀行が指定する「目的コード：1011」、並びにインボイス番号・金額の入力が必須となりました。

つきましては、上記事項についてご承知いただき、「金融機関への連絡事項」欄に以下の形式でご入力いただきますようお願いいたします。

<入力形式（例）>※通貨記号の記載は不要です。

	ｲﾝﾎﾞｲｽ		記入要領（表記）
	番号	金額	＜目的ｺｰﾄﾞ：1011//ｲﾝﾎﾞｲｽ番号（金額）＞
（考え方）	×××	△△△	1011//×××（△△△）
（例 1） ｲﾝﾎﾞｲｽが 1 枚の場合	123456	USD 30,000.30	1011//123456(30000.30)
（例 2） ｲﾝﾎﾞｲｽが複数の場合	123456 888999 445566	IDR 5,000,000 IDR 1,000,000 IDR 8,000,000	1011//123456(5000000)888999(1000000) 445566(8000000)

「（例 2）インボイスが複数の場合」の入力例

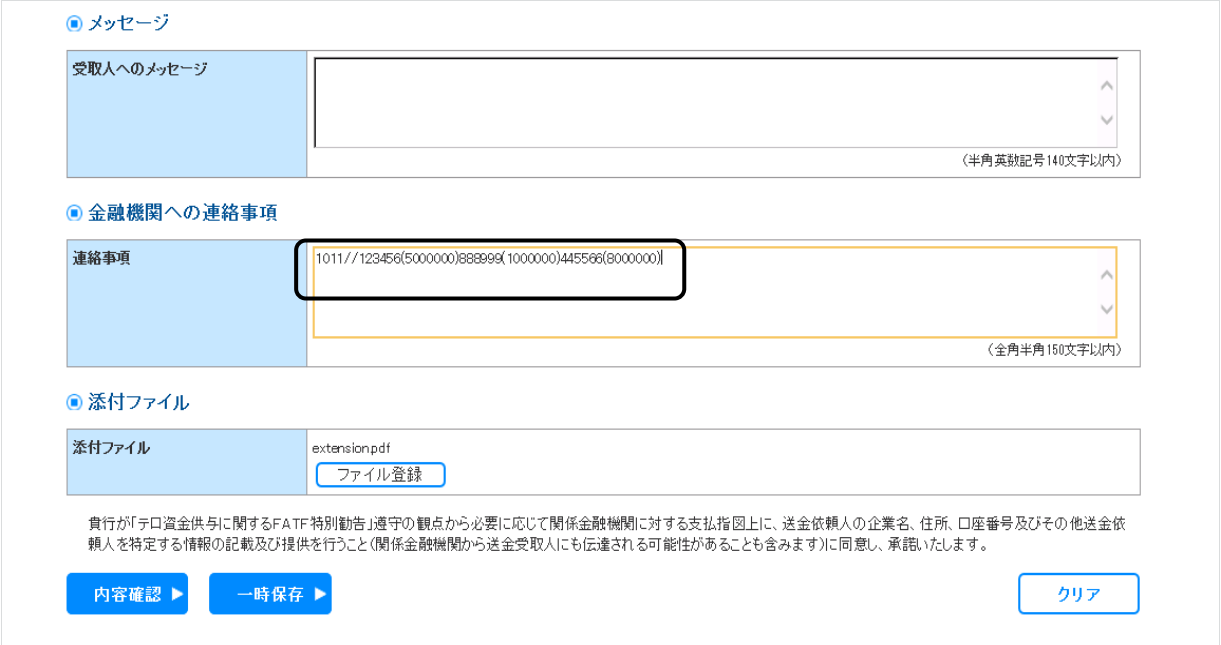

これらの入力がない場合、着金の遅延、送金の組戻、及びお受取人取引銀行から諸手数料を請求される可能性がありますのでご注意をお願いいたします。

以上